

秋田県公報

目次	ページ
告示	
平成十五年度改良普及員資格試験の実施(三五〇・農畜産振興課)	1
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(三五二・商工業振興課)	2
基本測量実施の通知(三五二・建設管理課)	2
都市計画の変更による送付図書の縦覧(三五三・都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了(三五四・北秋田地域振興局建設部)	2
道路の供用開始(三五五・道路環境課)	3
地籍調査に関する事業計画(三五六・農山村振興課)	3
告示	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(由利地域振興局農林部)	5
土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	6
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(五七)	6
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(五八)	6
選挙権を有する者の総数の五〇分の一の数及び三分の一の数(五九)	6
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(六〇)	7

告示

秋田県告示第三百五十号

改良普及員資格試験条例(昭和三十八年秋田県条例第三十八号)第二条の規定により、次のとおり平成十五年度改良普及員資格試験を実施するので、同条例第六条の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
 - (1) 筆記試験
平成十五年九月三日(水) 午前十時から午後五時まで
 - (2) 口述試験
平成十五年九月四日(木) 午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
秋田市山王中島町一番一号 秋田県生涯学習センター

二 受験申込に必要な書類

- (一) 受験願書
- (二) 履歴書
- (三) 最終学歴卒業証明書、卒業見込証明書、修了証明書若しくは修了見込証明書又は大学入学資格検定合格証明書
- (四) 試験研究機関等従事証明書
- (五) 改良普及員資格試験条例第三条第三号から五号までのいずれかに該当する者(受験資格認定申請書)
- (六) 改良普及員資格試験条例第四条に該当する者(写真)

三 受験願書用紙の交付

- (一) 期間
出願前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの
- (二) 場所
平成十五年五月九日(金)から同年七月十一日(金)まで
秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部農畜産振興課

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書請求」と朱書きし、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(A四判)を同封すること。

四 受験願書の受付

- (一) 期間及び時間
日曜日及び土曜日を除き、平成十五年六月十六日(月)から同年七月十一日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
郵送の場合は、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書きし、平成十五年七月十一日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。
秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部農畜産振興課

- 五 受験手数料
 (一) 額
 三千三百円
 (二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。秋田県証紙は、はらずに、かつ消印しないこと。なお、秋田県証紙を購入できない場合は、現金書留で送金すること。

- 六 合格者の発表

試験施行後一月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者には書面で通知する。

- 七 試験についての問い合わせ先

農林水産部農畜産振興課(〇一八 八六〇 一八〇一)

秋田県告示第三百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田サテイ

秋田市榎山川口境六十二番七外

- 二 秋田市長の意見

意見なし

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

- 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

- (二) 縦覧期間

平成十五年四月二十八日から同年五月二十八日まで

秋田県告示第三百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 作業の種類

一等磁気測量

- 二 作業を行う地域

北秋田郡鷹巣町

- 三 作業を行う期間

平成十五年五月十九日から同年六月二十七日まで

秋田県告示第三百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画公園の変更の総括図、計画図及び計画書

- 二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十四年十一月七日付け指令北建 二千五百十八で許可した開発行為に關する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北秋田郡比内町扇田字押切四十九番十六

武田産業株式会社 代表取締役 武田 順 治

- 二 開発区域に含まれる地域の名称

北秋田郡比内町扇田字上中島七番二

秋田県告示第三百五十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十五年四月二十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	稲庭高松線	湯沢市宇留院内字七十刈二番四地先から 字観音下八番三地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十五年五月一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十五年四月二十八日から同年五月十二日まで

秋田県告示第三百五十六号
 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十五年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。
 平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 調査を行う者の名称
 - (一) 本荘市 調査地域
 - (二) 本荘市山内字神台ほか二十字 調査地域
 - (三) 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- 二 調査を行う者の名称
 - (一) 男鹿市 調査地域
 - (二) 男鹿市船川港双六字館山ほか三十二字 調査地域
 - (三) 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日

三

(一) 調査を行う者の名称

四

(一) 調査を行う者の名称
 鹿角市 調査地域
 鹿角市十和田大湯字大清水ほか十九字

五

(一) 調査を行う者の名称
 鷹巣町 調査地域
 北秋田郡鷹巣町坊沢字下柳岱ほか四十一字

六

(一) 調査を行う者の名称
 田代町 調査地域
 北秋田郡田代町早口字伊勢下袋ほか二十二字

七

(一) 調査を行う者の名称
 八森町 調査地域
 山本郡八森町字家の上ほか九字

八

(一) 調査を行う者の名称
 藤里町 調査地域
 山本郡藤里町粕毛字上家の下ほか十六字

- (一) 調査を行う者の名称
 鹿角市 調査地域
 鹿角市十和田大湯字大清水ほか十九字
- (二) 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称
 鷹巣町 調査地域
 北秋田郡鷹巣町坊沢字下柳岱ほか四十一字
- (一) 調査を行う者の名称
 田代町 調査地域
 北秋田郡田代町早口字伊勢下袋ほか二十二字
- (二) 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称
 八森町 調査地域
 山本郡八森町字家の上ほか九字
- (一) 調査を行う者の名称
 藤里町 調査地域
 山本郡藤里町粕毛字上家の下ほか十六字
- (二) 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称
 峰浜村 調査地域
 山本郡峰浜村水沢字浜ノ下谷地ほか十九字

九	(一)	平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 八郎潟町 調査地域 南秋田郡八郎潟町浦大町字里ケ久ほか三字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 雄和町 雄和町 調査地域 河辺郡雄和町椿川字佛供田ほか九字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 矢島町 矢島町 調査地域 由利郡矢島町川辺字小坂ほか三十字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 鳥海町 鳥海町 調査地域 由利郡鳥海町猿倉字奥山前ほか三字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 東由利町 東由利町 調査地域 由利郡東由利町老方字石田ほか五十七字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 西仙北町 西仙北町 調査地域 仙北郡西仙北町刈和野字山北ノ沢ほか二十二字
十	(一)	調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 角館町 角館町 調査地域 仙北郡角館町山谷川崎字大黒沢ほか七字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 協和町 協和町 調査地域 仙北郡協和町荒川字田ノ沢ほか三十六字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 太田町 太田町 調査地域 仙北郡太田町齊内字上齊内ほか三十六字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 千畑町 千畑町 調査地域 仙北郡千畑町黒沢字中ノ沢ほか九字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 仙南村 仙南村 調査地域 仙北郡仙南村金沢字入梅田ほか八字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 増田町 増田町 調査地域
十一	(一)	調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 千畑町 千畑町 調査地域 仙北郡千畑町黒沢字中ノ沢ほか九字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 仙南村 仙南村 調査地域 仙北郡仙南村金沢字入梅田ほか八字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 増田町 増田町 調査地域
十二	(一)	調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 千畑町 千畑町 調査地域 仙北郡千畑町黒沢字中ノ沢ほか九字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 仙南村 仙南村 調査地域 仙北郡仙南村金沢字入梅田ほか八字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 増田町 増田町 調査地域
十三	(一)	調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 仙南村 仙南村 調査地域 仙北郡仙南村金沢字入梅田ほか八字 調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 増田町 増田町 調査地域
十四	(一)	調査期間 平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日 調査を行う者の名称 増田町 増田町 調査地域

- (三) 平鹿郡増田町亀田字下夕町南ほか八字
調査期間
平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (一) 平鹿町
調査を行う者の名称
- (二) 調査地域
平鹿郡平鹿町浅舞字浅舞ほか二十字
- (三) 調査期間
平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称
雄物川町
- (二) 調査地域
平鹿郡雄物川町大沢字川窪ほか十三字
- (三) 調査期間
平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称
山内村
- (二) 調査地域
平鹿郡山内村土淵字内淵ほか十七字
- (三) 調査期間
平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称
雄勝町
- (二) 調査地域
雄勝郡雄勝町上院内字北向ほか十四字
- (三) 調査期間
平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称
羽後町
- (二) 調査地域
雄勝郡羽後町嶋田新田字三吉前ほか二十五字
- (三) 調査期間
平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称
皆瀬村

公 告

- (二) 調査地域
雄勝郡皆瀬村川向字打野ほか十七字
- (三) 調査期間
平成十五年四月二十八日から平成十六年三月三十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本
 荘市内越土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第
 十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年四月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
 - 本荘市内越字漆畑百八十六番地 佐々木 絃一
 - 山田字細越一番地 田 口 光 雄
 - 赤田字山王百六十四番地 田 口 政 男
 - 字日影持一番地 佐 々 木 一
 - 福山字畑添六十四番地 田 仲 忠 雄
 - 土谷字谷地六十四番地 小 川 敬
 - 川口字家ノ後三百五十七番地 三 浦 和 則
 - 畑谷字西畑谷四番地 高 野 三 正
 - 由利郡大内町牛寺字境目百五十七番地 小 林 周 一
 - 本荘市内越字家ノ前二百九十番地 工 藤 幹 昇
 - 大浦字家後七番地 池 田 幹 生
 - 由利郡大内町中館字中屋二百六十六番地の一 齋 藤 和 二
 - 川口字上菅蒲崎十六番地 堀 藤 清
 - 就任理事の住所及び氏名 鎌 田 守 正
 - 本荘市内黒瀬字堤沢十番地 高 橋 卓 次
 - 大浦字家後七番地 鎌 田 守 正
 - 由利郡大内町中館字家ノ前百六十六番地 池 田 幹 生
 - 本荘市川口字上菅蒲崎十六番地 齊 藤 貞 雄
 - 由利郡大内町牛寺字境目百六十四番地 高 橋 卓 次
 - 本荘市福山字畑添六十四番地 堀 橋 卓 次
 - 田 仲 忠 雄

由利郡大内町中館字上場口百五十五番地 小林 紀一
 本荘市畑谷字西畑谷四番地 高野 三正
 " 内越字漆畑百八十六番地 佐々木 紘一
 " 赤田字十二柳三十二番地 加藤 茂作
 " 川口字家ノ後三百五十七番地 三浦 和則
 " 山田字細越一番地 田口 光雄
 " 赤田字山王百六十四番地 田口 政男
 " 土谷字谷地六十四番地 小川 敬
 " 内越字家ノ前百五十一番地 高野 静男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年四月二十八日

- 一 仙北郡高梨土地改良区 秋田県知事 寺田 典城
 認可年月日 平成十五年四月十八日
- 二 仙北平野豊川土地改良区
 認可年月日 平成十五年四月二十一日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年四月二十八日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯
 五十分の一の数 一九、三四六
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八七六

秋選管告示第五十八号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
 平成十五年四月二十八日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	数
秋田市	八四、三二八
能代市	一四、七四二
横手市	一〇、九一四
大館市	一八、二一五
本荘市	一一、一一八
男鹿市	八、四五二
湯沢市	九、三九二
大曲市	一〇、六七八
鹿角市鹿角郡	一一、七一一
北秋田郡	一八、一五三
山本郡	一三、四六七
南秋田郡	一九、九〇一
河辺郡	五、二六〇
由利郡	二〇、九三九
仙北郡	三一、九〇三
平鹿郡	一八、五九七
雄勝郡	一一、六五〇

秋選管告示第五十九号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年四月二十八日
 秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四五
 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 二二七、八七一

秋選管告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年四月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	数
秋田市	八四、三二八
能代市	一四、七四二
横手市	一〇、九一四
大館市	一八、二一五
本荘市	二二、一一八
男鹿市	八、四五二
湯沢市	九、三九二
大曲市	一〇、六七八
鹿角市鹿角郡	一二、七一五
北秋田郡	一八、一五五
山本郡	一三、四六七
南秋田郡	一九、九〇二
河辺郡	五、二六〇
由利郡	二〇、九二七
仙北郡	三一、九〇二
平鹿郡	一八、五九九
雄勝郡	二二、六四八

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄